

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、汚染土壌の処理を業として行う事業者に対し、法に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関し必要な事務手続き及び指導等を行うことにより、周辺環境の保全に配慮した汚染土壌の処理の推進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、法で定めのあるもののほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 処理施設等 汚染土壌処理施設及び当該施設に付帯する設備をいう。

(2) 対象変更工事 法第23条第1項の許可に該当しない工事のうち、次のいずれかに該当する工事をいう。

ア 汚染土壌処理施設の設置の場所を変更するもの。

イ 処理施設等の主要な設備を変更するもの(当該変更により、生活環境への負荷を増大させる場合に限る。)

(3) 事業計画者 法第22条第1項若しくは法第23条第1項の許可を受けようとする者又は対象変更工事を行おうとする者をいう。

(4) 設置基準 別表1で定める基準をいう。

第2章 事前手続

(事前調整)

第3条 事業計画者は、法第22条第2項の申請をし、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)附則第2条第1項の申請をし、法第23条第1項に基づく許可の申請をし、又は対象変更工事に着手するときは、あらかじめ事前調整を行うよう努めるものとする。

2 前項の事前調整を行う者は、次の事項を記載した事業計画書(第1号様式)を市長に提出することとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 汚染土壌処理施設の設置の場所

(3) 汚染土壌処理施設の種類、構造及び処理能力

(4) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態

(5) その他、別に定める事項

3 事業計画者は、第10条に規定する事前調整終了通知書を受けた後でなければ、原則として許可の申請及び当該許可に係る工事又は対象変更工事に着手しないよう努めるものとする。

(周知)

第4条 事業計画者は、許可の申請に係る事前調整を行うときは、当該事業計画について周辺住民等の理解を求めるため、別表2の基準に従い周知に努めるものとする。

2 事業計画者は、周知を行おうとするときは、次の事項を記載した周知計画書(第2号様式)を市長に提出することとする。

(1) 周知を図る地域

(2) 周知の方法

(3) 周知の内容

(4) その他、別に定める事項

- 3 事業計画者は、周知を行ったときは、近隣住民からの意見及びその対応等の記録を記載した議事録等を添付した周知結果報告書（第3号様式）を市長に提出することとする。
- 4 事業計画者は、近隣住民からの意見のうち、合理性のある意見については、当該事業計画に反映させるよう努めるものとする。

（事前手続の省略）

第5条 当該事業計画について、第4条に規定する周知を実施する前に、他法令等に基づき同等の周知が行われたことが文書等で明らかな場合その他市長が適当と認めた場合には、前2条の規定にかかわらず、当該事前手続の一部を省略することができる。

（汚染土壌処理施設等庁内検討会）

第6条 市長は第3条第2項に基づき提出された事業計画書の内容の適合性を庁内で検討するため、汚染土壌処理施設等庁内検討会を置くことができる。

- 2 汚染土壌処理施設等庁内検討会は、次の職員をもって構成する。
 - （1）環境局環境対策部環境保全課、環境対策推進課の職員
 - （2）環境局生活環境部廃棄物指導課の職員
 - （3）その他環境局環境対策部環境保全課長が必要と認める職員
- 3 汚染土壌処理施設等庁内検討会の庶務は、環境局環境対策部環境保全課において行う。

（学識経験者からの意見聴取）

第7条 市長は、第3条第2項に基づき提出された事業計画書又は法第22条第2項若しくは法第23条第1項に基づく許可申請書の内容が周辺地域の環境に配慮した安全で適正なものであるかについて、専門的知識を有する学識経験者の意見を聴取する必要があると認める時は、それらの者から意見聴取を行うことができる。

（他の地方公共団体との協議）

第8条 市長は、許可の申請に係る事前調整にあつて、当該施設の設置等に係る区域が他の地方公共団体の区域に渡るときは、当該区域を管轄する地方公共団体の長と協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。

（事業計画者への指導）

第9条 市長は、第3条、第4条、第6条、第7条及び第8条による審査等の過程において必要と認めるときは、事業計画者に対し、事業計画書又は提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導することができる。

（事前調整の終了）

第10条 市長は、次の各号のうち必要な手続きのいずれにも該当すると認める場合は、事前調整を終了し、事前調整終了通知書（第4号様式）により、事業計画者に通知するものとする。

- （1）事業計画書の内容が設置基準に適合していること。
- （2）第4条による周知が適切に行われたこと。
- （3）第6条による汚染土壌処理施設等庁内検討会による調整が終了したこと。
- （4）第3条第2項に基づき提出された事業計画書の内容について、必要があると認め専門家会議が置かれた場合は、専門家会議による調整が終了したこと。
- （5）第8条による調整が終了したこと。
- （6）第9条による指導に対し、所要の措置がなされたこと。

（事前調整の中断）

第11条 市長は、第9条による指導を行った日から1年を経過してもなお当該指導に対する所要の

措置がなされないとき又は事業計画が実現困難な状況にあると認めたときは、事前調整を中断することができる。

(事前調整の失効)

第 12 条 事業計画者が、第 10 条に規定する事前調整終了通知書を受けてから 1 年を経過する日までに、許可の申請をせず、又は対象変更工事に着手しないときは、当該事前調整を行わなかったとみなすことができる。ただし、事業計画者の責めに帰することができない特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

第 3 章 雑則

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。
- 2 川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱は廃止する。
- 3 川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する環境影響調査指針は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 2 条第 4 号関係）

設置基準

- 1 法に定める基準に適合すること。
- 2 汚染土壌処理施設が次の基準に適合すること。
 - (1) 浄化処理施設及びセメント製造施設については、処理の方法が科学的かつ合理的な原理を有し、分解量、土壌への残留量、排水及び排ガス等への移行量など、特定有害物質の流れが合理的に説明できるものであること。
 - (2) 処理の対象とする特定有害物質の特性を十分考慮して施設が構成され、かつ施設における処理の過程が合理的なものであること。
 - (3) 加熱により浄化を行う施設にあっては、浄化処理及び排ガス処理を行う上で重要な箇所に、温度を連続的に測定し、かつ、記録する設備が設けられていること。
 - (4) 埋立処理施設にあっては、埋立地からの保有水等の浸出による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがないよう、保有水等を有効に集め速やかに排除できる集排水設備を設置すること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、この限りでない。
 - (5) 次の内容を含む管理規程を定めること。
 - ア 日ごとの土壌処理量を記録し、一定期間保管すること。
 - イ 処理した土壌の特定有害物質の検査結果を記録し、一定期間保管すること。
 - ウ 搬出物の種類及び搬出量について、その日量及び搬出先を記録し、一定期間保管すること。
 - エ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置を記録し、一定期間保存すること。
 - オ 埋立処理施設については、残余の埋立容量について 1 年に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 汚染土壌処理施設を設置する場所は、次の要件を満足すること。
 - (1) 工業専用地域、工業地域又は準工業地域であること。
 - (2) 学校、児童福祉施設、医療施設（入院施設を有するものに限る。）老人福祉施設、身体障がい者施設、更正援護施設等との間に十分な距離が保たれていること
 - (3) 当該事業に係る搬出入車両により付近住民の安全及び利便を阻害するおそれのないよう、搬出入の計画に見合った十分な幅員等を有する搬入道路が確保できる場所とすること。
- 4 処理施設等は、敷地内に定置して使用すること。
- 5 管理棟を設置すること。
- 6 出入りする汚染土壌の運搬車両を適切に洗浄等するための措置を講じること。
- 7 公害関係及び土地の使用権原に関係する他法令について、許可の見込みがあること。

別表 2 （第 4 条第 1 項関係）

周知の基準

周辺住民等の範囲	1 汚染土壌処理施設に係る敷地の境界から 100 メートル以内の範囲内の土地に居住する者及び事業所等の管理者。ただし、工業専用地域であり、かつ居住者が存在しない区域を除く。 2 汚染土壌と産業廃棄物の両方を処理する施設に係る場合、「産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理業に係る事務取扱要領」により定められた周辺住民等の範囲。
周知方法	周知は、説明会の開催又は個別説明によるものとする。
周知内容	1 汚染土壌の処理に関する計画の概要 2 汚染土壌の処理方法の概要 3 搬出入に関する計画の概要 4 環境保全対策の概要

第 1 号様式（第 3 条第 2 項関係）

事業計画書

年 月 日

（あて先）川崎市長

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱第 3 条第 2 項の規定により、事業計画書を提出いたします。

事前調整区分	☐ 新規許可 ☐ 変更許可 ☐ 変更届出	
事業計画者の事務所の所在地		
汚染土壌処理施設を設置する事業場	名称	
	所在地	
汚染土壌処理施設を設置する事業場の用途地域		
工事着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日 (既設の場合は設置年月日)	年 月 日	
汚染土壌処理施設の種類		
汚染土壌処理施設の構造		
汚染土壌処理施設の処理能力	t / 日 (時間) t / 時間	

他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合はその都道府県知事（政令市の場合は市長）及び許可番号（申請中の場合は申請年月日）	許可番号(申請年月日)		都道府県(市)名
汚染土壌の処理の方法			
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）			
保管設備の場所及び容量			
法第 22 条第 3 項第 2 号ホに規定する役員の氏名及び住所	氏 名	住 所	
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設の許可番号、種類及び処理能力	名称		
	所在地		
	許可番号		
	種類		
	処理能力	t / 日	

	土壌溶出量 (mg/L)	第二溶出量基準	土壌含有量 (mg/kg)
		適合○ 不適合×	
処理対象物質及び汚染状態	クロロエチレン		—
	四塩化炭素		—
	1, 2-ジクロロエタン		—
	1, 1-ジクロロエチレン		—
	1, 2-ジクロロエチレン		—
	1, 3-ジクロロプロペン		—
	ジクロロメタン		—
	テトラクロロエチレン		—
	1, 1, 1-トリクロロエタン		—
	1, 1, 2-トリクロロエタン		—
	トリクロロエチレン		—
	ベンゼン		—
	カドミウム及びその化合物		
	六価クロム化合物		
	シアン化合物		
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
	アルキル水銀化合物		
	セレン及びその化合物		
	鉛及びその化合物		
	砒素及びその化合物		
	ふっ素及びその化合物		
	ほう素及びその化合物		
	シマジン		—
	チオベンカルブ		—
	チウラム		—
	PCB		—
	有機りん化合物		—
	連 絡 先	担当部署	
担当氏名			
電話番号			

- 備考 1 事前調整区分の欄には、該当する□にレ印を記載してください。
- 2 欄内にその記載事項のすべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 次の書類を添付してください。
- (1) 汚染土壌処理施設の設置場所の周辺の状況を説明する書類
 - (2) 汚染土壌処理施設の処理方法、能力、構造等を説明する書類
 - (3) 汚染土壌処理施設の運転管理に関する書類
 - (4) 申請者が汚染土壌処理の事業を継続して行うに足る経理的基礎を有することを説明する書類

周 知 計 画 書

年 月 日

（あて先）川崎市長

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

施設の設置場所			
周知を図る範囲			
周知の方法	説明会の開催	開催予定の日時	年 月 日 時から 時まで
		開催予定の場所	会場名称： 所 在 地：
		会場の入場可能人員	
		開催の周知方法	
		事業計画者側の説明会における責任者及び出席予定者	
	その他の方法	周知方法	
		周知実施予定期間	
		周知対象戸数	
	周知の内容		
連 絡 先			担当部署 担当氏名 電話番号

- 備考 次の書類を添付すること。
- （１） 周知を図る地域選定の理由
 - （２） 周知を図る地域の範囲が分かる見取り図
 - （３） 周知に係る配付資料等の関係資料

周 知 結 果 報 告 書

年 月 日

（あて先）川崎市長

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱第4条第3項の規定により、次のとおり提出します。

施設の設置場所			
周知を実施した範囲			
周知結果	説明会	開催日時	年 月 日 時から 時まで
		開催場所	会場名称： 所 在 地：
		説明会の参加人数	
		事業計画者側の出席者	
		説明会の概要	
	その他の方法	周知方法	
		周知実施期間	
		周知実施戸数	
周知結果の概要			別紙のとおり
連 絡 先			担当部署 担当氏名 電話番号

備考 次の書類を添付すること。

- （１） 説明会において配布した説明資料等
- （２） 近隣住民からの意見及びその対応等の記録を記載した議事録

事前調整終了通知書

(文書番号)

平成 年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあってはその代表者の氏名)

川崎市長

平成 年 月 日付けで提出のあった事業計画書に係る事前調整が終了しましたので、川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱第 1 0 条の規定により、通知します。

事前調整区分	
汚染土壌処理施設を設置する事業場の名称	
汚染土壌処理施設を設置する事業場の所在地	
汚染土壌処理施設の種類	